

平成26年4月1日規程第41号

独立行政法人地域医療機能推進機構におけるコンプライアンス推進規程

(目的)

第1条 この規程は、独立行政法人地域医療機能推進機構(以下「機構」という。)のコンプライアンスの推進に必要な事項を定めることにより役職員等が全ての法令等を遵守し、社会規範を尊重するとともに、機構の業務活動が高い倫理性を持って行われることを確保すること、及び業務遂行上の公正さに対する社会の信頼に応えることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において「法令等」とは、法律及びこれに基づく命令(告示、通知を含む。)並びに機構における各種規程(細則、要領等を含む。)及びこれらに関連する通知をいう。

2 この規程において「コンプライアンス」とは、法令等を遵守するとともに、社会規範を尊重して行動することをいう。

3 この規程において「役職員等」とは、役員及び職員(任期付職員も含む)、派遣労働者並びに契約先の労働者をいう。

4 この規程において「機構の業務活動」とは、独立行政法人地域医療機能推進機構法(平成17年法律第71号。以下「法」という。)第13条第1項各号及び3項に規定する業務の活動をいう。

(適用の範囲)

第3条 この規程は、機構の全ての役職員等に適用されるものとする。役職員等は、本規程の理念が具体的行動として生かされるよう、不断の努力と自己規律に努めなければならない。

(役職員等の責務)

第4条 役職員等は、機構の業務活動が社会からの信頼の上に成り立つことを自覚するとともに、自らが機構の業務活動の一端を担っていることを深く認識し、常に誠実に判断し、行動する責務を有する。

2 役職員等は、自らの専門知識、技術の維持向上など自己研鑽に努めるとともに、自らの専門知識、技術、経験を活かし、機構の業務活動を発展させることにより、法第3条に規定する目的の達成に積極的に貢献する責務を有する。

3 役職員等は、職務遂行上、特に関係のある法令等については、日頃よりそれ

らに関する正確な知識の習得に努めなければならない。

(役職員等の行動規範)

第5条 役職員等は、法令及びその他諸規程等を遵守し、良識を持って誠実に行動する。

(コンプライアンス担当者)

第6条 コンプライアンスを確実に実践するため、本部、地区事務所及び病院に、コンプライアンス担当者を置く。

- 2 コンプライアンス担当者については、本部にあつては総務部総務課長、各地区事務所にあつては総務経理課長、各病院にあつては事務部総務企画課長（事務部を置かない病院にあつては事務長が指名する者）とする。
- 3 コンプライアンス担当者は、所属する組織におけるコンプライアンス体制の確立を図るとともに、機構の業務活動の公正な遂行の確保、その他コンプライアンスに関する業務を行うものとする。
- 4 総務部長は、機構全体のコンプライアンス推進に関する業務を担当する。

(コンプライアンス推進計画)

第7条 機構におけるコンプライアンスの推進を図るために、総務部長は、リスク管理委員会（以下「委員会」という。）の審議を経て、事業年度ごとにコンプライアンス推進計画を策定する。

(研修等)

第8条 総務部長は、コンプライアンスの推進を図るため、役職員等に対し必要な研修等を実施するとともに、コンプライアンスの定着状況を確認し、必要に応じて各部署に対してコンプライアンスに関する指示を行う。

(法令等の遵守)

第9条 役職員等は、機構の業務活動の実施、経理事務の遂行等に当たっては、法令等を遵守し、不正を行ってはならない。

- 2 役職員等は、計画・立案、申請、実施、報告など機構の業務活動、経理事務の遂行等の各過程において、本規程の趣旨に沿って誠実に行動するものとし、機構の業務活動で得た診療データ等の記録保存や厳正な取扱いを徹底し、捏造、改竄、盗用などの不正行為等を行ってはならない。

(職場環境の整備)

第10条 役職員等は、機構の業務活動の実施に当たり責任ある行動の実施と不正行為の防止を図るためには、公正な業務遂行を重視する職場環境の確立が重要であることを自覚し、所属する部署における職場環境の質的向上に積極的に取り組むものとする。

(利益相反)

第11条 役職員等は、機構の業務活動の実施に当たり、個人と組織、あるいは異なる組織との利益の衝突に細心の注意を払い、公共性に配慮しつつ適切に対応するものとする。

(違反の報告)

第12条 監査等によりコンプライアンス違反行為又は違反が疑われる状況が発生した場合は、監査等の責任者はコンプライアンス担当者及び委員会に報告しなければならない。

(コンプライアンス違反の対応)

第13条 コンプライアンス担当者は、前条の規定により受けた報告について、コンプライアンス違反行為等の事実関係を調査し、速やかに是正措置を図られよう対応するものとする。

2 前項による事実関係の調査結果、是正措置及び再発防止策等の報告について、独立行政法人地域医療機能推進機構通報事務手続規程（令和6年規程第18号。以下「通報事務手続規程」という。）に準じて行うものとする。ただし、前条の規定による報告を受けた本部のコンプライアンス担当者においては、通報事務手続規程で規定された本部の通報相談員に報告し、前項のとおり行うものとする。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成29年規程第46号）

(施行期日)

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和2年規程第9号）

(施行期日)

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年規程第27号)

(施行期日)

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 (令和6年規程第21号)

(施行期日)

この規程は、令和6年4月1日から施行する。